

交 対 協 第 4 8 号
平成30年8月17日

埼玉県交通安全対策協議会各委員 様

埼玉県交通安全対策協議会
会長 埼玉県知事 上田 清司
(公 印 省 略)

交通死亡事故多発警報の発令について (通知)

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、8月15日、東松山市内で交通死亡事故が発生し、県内の月間交通事故死者数が10人に達したことから、埼玉県交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づき、下記のとおり、交通死亡事故多発警報を発令したので、通知します。

つきましては、要綱第4条の別表に掲げる推進事項をはじめとした集中的な交通事故防止対策の推進について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、埼玉県内では今年に入り交通死亡事故が多発しております。

埼玉県では、ドライバー、歩行者、自転車利用者に対し、まずは、県内で交通死亡事故が多発している危機的状況をお知らせしているところであります。

特に、高齢者の歩行中の交通死亡事故が夕方から夜間にかけて多発していることから、今後も同時間帯を重点とした交通事故防止対策を実施してまいります。

各委員の皆様におかれましても、ぜひこうした現状を、関係企業や団体、社員の皆様に向けて発信していただき、交通死亡事故の抑止に御配慮をいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

記

○ 多発警報の発令期間 平成30年8月17日から8月31日までの15日間

《 担 当 》

埼玉県交通安全対策協議会事務局 石藤
(埼玉県県民生活部防犯・交通安全課内)
電 話 048-830-2960
FAX 048-830-4757
E-Mail a2950-03@pref.saitama.lg.jp